

やすらぎだより

8
月
号

陽気で緑にあふれた生活 それやすらぎ園です

コラム第134号

「 看護の力 」

施設長 植田 誠



ここ数年、老人福祉施設における看護職員の存在感が益々増している。勿論これまでも、そしてこれからもご利用者の人生にとっては不可欠な存在であり、人員配置基準としても当然ながら必置であることは言うまでもない。仕事は「利用者の健康管理」、単純に誰もがそう感じていた時代は過ぎ、今や少数精鋭のスペシャリスト達に求められる役割と期待は確実に広がっている。

医療と介護の連携が叫ばれ、介護職員の医療行為が限定的に実現し、施設としてのターミナルケアが当たり前となった現在、「医師の指示のもと」という補完的なイメージは、少なくとも施設に限っては現実ではない。

労働安全衛生法が改正され、50人以上の職場では「ストレスチェック制度」が義務付けとなった。メンタルヘルス不調の未然防止のため、労働者一人一人のストレス度をはかる検査を本年11月までに実施するものだ。その制度を導入するにあたり、看護職が大きな役割を果たすこととなった。

そこには、ご利用者ととともに職員に対する健康管理と看護学を始めとする医療的知識等の教育、そして衛生管理者とともに施設運営に対する保健衛生面での指導的役職を積み重ねてきた歴史があったからだ、私は認識している。

ナイチンゲールによって始まった近代看護の歴史は、医療現場によって築かれてきたと言えよう。しかし、病院とは違い施設は生活の場である。時間と心を傾けながら一人一人にあった看護が求められ、そのことに新たな価値と意義が見出されつつある。

時には介護職とぶつかりあい、時には主治医に異見を唱え、時には施設長にも強く訴える。自らの専門性を信じ実践し続けてきた看護職員6名、法人内全10名の看護力は、そうやって高められてきた。

住み慣れた地域、住み慣れた施設にこそ求められるもの、それが看護の力でもある。



社会福祉法人やすらぎ会 実施事業

- | | |
|------------------|----------------|
| ○特別養護老人ホーム やすらぎ園 | ○ケアハウス やすらぎ |
| ○在宅サービス事業所 | ○介護予防関連事業 |
| 居宅介護支援事業所 | ○グループホーム むつみあい |
| 訪問介護事業 | ○天理市ひとり暮らし |
| 訪問入浴介護事業 | 高齢者世帯等見守り事業 |
| ○短期入所生活介護事業 | ○低所得高齢者等住まい・ |
| ○在宅介護支援センター | 生活支援モデル事業 |
| ○天理市東部地域包括支援センター | |